

## 帝京大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、帝京大学（以下、「本学」という）における競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という）の取扱いについて、適正に運営および管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、次のものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者またはグループを募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費
- 2 この規程において「各キャンパス」とは、板橋キャンパス・八王子キャンパス・宇都宮キャンパス・福岡キャンパス・医学部附属溝口病院・ちば総合医療センターの6つの事業所をいう。
- 3 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の競争的資金等の運営および管理に係る全ての者をいう。
- 4 この規程において「不正」とは、競争的資金等の不正な使用をいう。

### (責任と権限)

第3条 本学の競争的資金等を適正に運営および管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
  - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、本部事務（次）長をもって充てる。  
統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。
  - (3) コンプライアンス推進責任者は、各キャンパスにおける競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各キャンパスの事務（次）長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次に掲げる業務を行う。
- (1) 各キャンパスにおいて不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。

- (2) 不正防止を図るため、各キャンパス内の研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 各キャンパスの研究者等が、適切に競争的資金等の使用・管理を行っているかをモニタリング（監視）し、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、以下の者をもって充てる。
- (1) 板橋キャンパスにおいては、総務課長とする。
  - (2) 八王子キャンパスにおいては、経理課長とする。
  - (3) 宇都宮キャンパスにおいては、総務課長とする。
  - (4) 福岡キャンパスにおいては、会計課長とする。
  - (5) 医学部附属溝口病院においては、経理課長とする。
  - (6) ちば総合医療センターにおいては、経理課長とする。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第4条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため各キャンパスに相談窓口を置く。ただし、相談の内容によっては、必要に応じ事務組織規程にて定める所管課との連携を図ることとする。

- (1) 板橋キャンパスにおいては、板橋キャンパス総務課および本部会計課とする。
- (2) 八王子キャンパスにおいては、経理課とする。
- (3) 宇都宮キャンパスにおいては、総務課とする。
- (4) 福岡キャンパスにおいては、会計課とする。
- (5) 医学部附属溝口病院においては、経理課とする。
- (6) ちば総合医療センターにおいては、経理課とする。

- 2 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続きおよび使用ルールに関する学内外からの問い合わせに対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

(行動規範)

第5条 不正を防止するため、本学の研究者等の行動規範を別に策定する。

(研修会等)

第6条 不正を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(誓約書)

第7条 研究者等は、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規程等を遵守すること。
  - (2) 不正を行わないこと。
  - (3) 規程等に違反して、不正を行った場合は、本学や競争的資金等の配分機関による処分および法的な責任を負担すること。
- 2 前項の誓約書が提出されない場合は、競争的資金等の運営および管理に関与することができないものとする。

(調査委員会)

第8条 不正があった場合または不正の疑いがある事案が生じた場合には、帝京大学における競争的資金等の不正に係る調査等に関する取扱規程（以下、「不正に係る調査等取扱規程」という）に基づき設置する不正に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正があったと認められた者については、就業規則および不正に係る調査等取扱規程に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正防止推進委員会の設置)

第9条 本学の競争的資金等を適正運営および管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進委員会（以下、「不正防止推進委員会」という）を設置する。

- 2 不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
  - (1) 最高管理責任者（学長）
  - (2) 統括管理責任者
  - (3) コンプライアンス推進責任者
  - (4) 本部会計課長
  - (5) その他、最高管理責任者の指定した者
- 3 不正防止推進委員会は、不正防止計画の推進を担い、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握および検証に関すること。
  - (2) 関係部署と協力し、不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
  - (3) その他、不正防止計画の推進について必要な事項に関すること。
- 4 不正防止推進委員会の事務局を本部会計課に置く。

(業者への対応)

第10条 統括管理責任者は業者にこの規程を含む学内規程等を説明し、これを遵守させるとともに、本学が定める基準に該当する業者に対しては、競争的資金等の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

- (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
  - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
  - (4) 研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には、次条の通報窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、競争的資金等に関して不正に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(通報窓口の設置)

第11条 本学における研究活動等の不正行為に対応できるようにするため、通報窓口を置く。通報窓口は本部総務課とする。

- 2 通報窓口は、研究活動等の不正行為に係る通報を受け付けた後、すみやかに不正防止推進委員会事務局へ連絡する。

(モニタリングの実施)

第12条 本部会計課および各キャンパスは、競争的資金等の適正な運営・管理を徹底するため、監事、監査を担当している公認会計士または監査法人と、適宜、情報や意見の交換等を行い、実効性のあるモニタリング（監視）に努めるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、最高管理責任者を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2012（平成24）年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。